

## 民生文教常任委員会

1 開 議 令和6年6月25日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 陳情第2号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について

日程第 2 陳情第5号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書について

## 民生文教常任委員会名簿

委員長	大塚	正義	出席
副委員長	櫻井	潤一郎	出席
委員	伊賀	純	出席
	前田	則隆	出席
	北原	裕子	出席
	津守	那音	出席
	中川	雅之	出席
事務局	遠藤	久子	出席
	土屋	大貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はタブレットに掲載のとおりであります。

◎陳情第2号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、陳情第2号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第2号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（土屋大貴） それでは、私から陳情第2号についてご説明申し上げます。

国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情者は、住所、宇都宮市中戸祭町821、栃木県退職者連合会長、有野一良氏及び全日本自治体退職者会栃木県本部会長、金子安男氏の両名でございます。

陳情の趣旨といたしましては、1として、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。2として、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させること。以上の2点について、国に対し意見書を提出することを求めるものでございます。

次に、陳情の理由でございますが、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだマイナ保険証の普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決まりました。マイナンバーカードをめぐる問題は、問題が続出しています。とりわけマイナ保険証に関しては、窓口で情報が確認できず無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や、他人の情報がカードにひもづけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題が顕在化しています。さらに、被保険者のみならず医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安は解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしています。

今、必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返ることです。政府の冷静な判断が求められています。

上記の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき健康保険証の存続を求める意見書を国に対して提出することを陳情します。

以上でございます。

また、補足といたしまして、本陳情につきましては、県内各市に同じく提出がなされておりました、採択状況といたしましては、県内14市中8市及び栃木県議会に対し提出がなされており、宇都宮市においては要望書としての取扱いとなっており、5市については本会議で不採択、2市については審議未了となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（大塚正義） ただいま事務局から説明がありました件について、それでは皆様から意見を求めたいと思います。

挙手をもってお願いいたします。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この質問してどなたがこれが結果が出るのかなって、ちょっと質問するのをもって思うのですけれども、今医療機関はどのぐらいのそういうシステムが整っているのかということが、そういうことも心配ですし、私がネットで見たときは、受付をするのに顔認証で受付をするということだったのですけれども、その受付をしたときちょっと具合が悪くてとか、随分やせてとか、そういうときにはちゃんと体調のことであるしとなると、そういう認証ができるのかしらというところもあったり、あとそのシステムが不具合があったとき、不具合があった病院、そのシステム、機械が不具合があったときというのは、マイナ保険証が使えないということは、今までの資料から出てくるデータが出てこないという状況になるわけ。これはマイナ保険証を使った場合ということだけれども、そういうところはどのようなのでしょうかという心配があります。

以上、取りあえず。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） すごく難しい問題ですけれども、今回国は任意という点が一番の問題点はあるのですけれども、マイナ保険証に移行するこの不安が払拭されるまではという前提があるので、市で不採択にする場合には、必ずマイナ保険証が有効的に使えると、市民が不安なく使える、そういうのを私たちの市ではやっぱり提示していかなくてはいけない。自分たちの委員会としても、そういうところを掲げていかなければいけないというふうに思い、今回は不採択と私は考えております。

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。

前田委員。

○委員（前田則隆） 今回のこの陳情は、健康保険証を必ず残すというような趣旨だと、そういう要望だと思いますので、今までの保険証をマイナンバーカードに替えるという趣旨で今国が進めておりますが、ちまたで私も何件かもう入れています。一度登録すればそのまま使えるので、やはり便利さは。過渡期のいろんな諸問題は、今後1年か1年半かけて暫定期間の間に処理されると思うので、健康保険証を存続ということに対しては不必要かなと私は思います。

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。

ほか、皆様からの意見は。

中川委員。

○委員（中川雅之） こういう問題は、必ず100%、やっぱりメリット、デメリットというのは何でもついて

くる部分というのはあるので、今回の趣旨というのは、ではいつまでそれを我慢したらというものも含めていくと、アバウトな考えというような形が見え隠れする部分というのはあるので、メリットの部分を考えていくと、やはり医療機関に対しても非常にスムーズな医療が受けられたりとかという情報、それは個人情報も身体の情報だったりとか、薬の情報なんかも含めて考えていった場合には、やっぱり医療機関に対してはすごくメリットがあると。

また、国ではそういう部分ではメリットの部分も踏まえて、ただデメリットはやっぱりどうしても漏えいというようなのを含めて考えていった場合には、心配かもしれないけれども、国はそのメリットの部分をきちんと重視しながら進めていくという部分においては、私はそれは国の薦めに応じて、地方自治体はあとは100%になるように努力していったほしいという意味も込めて、私は不採択という部分で考えていったほうがいいのではないかという意見です。

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） メリット、デメリットを考えたときに、それはすごく理解を私もするのですけれども、高齢者の方にしてみたらとっても混乱をするというふうに思うのです。退職者連合さんなのですよ、この出されているところというのは。マイナ保険証というのはとっても便利だというのが本当に分かった上での思いなのですけれども、やっぱり高齢者、本当に自立をしようと思って一生懸命頑張っている高齢者の人たちからすると、とっても混乱のもとではないかと思えますし、一回高齢者の人がマイナ保険証を使ってみましょうとなったときに、元の紙の保険証に戻せないということを聞いているのですけれども、戻せなくなったら、その人はとっても混乱したままずっといかれるというか、病院に行くのもすごく気が重いだろうしということと思うと、やはり併用する。あとどのぐらいかということもあるかもしれないけれども、やっぱり併用、伴走しながら、この辺でという段階を経るべきではないかというふうに私は思い、賛成でございます。

○委員長（大塚正義） ほか、皆様から何かご意見ございますか。

津守議員。

○委員（津守那音） この件で高齢者の方何人かに聞いたのですけれども、要するに2枚を1枚にする煩雑さが見えないから大変なのではないかというイメージがあって、それをやってくれるのだったら、全然1枚でもいいという意見は多かったです。

○委員長（大塚正義） 1枚というのは。

○委員（津守那音） マイナ保険証という、要するに2つ併用という、こっち側だけ、今までのやつをひもづけするのが、イメージだと思うのですけれども、大変なのではないかというイメージがあるみたいです。なので、これからは何でもそうなのですけれども、デジタル化というと、高齢者の方はそのに対して拒絶反応が出てしまうというのがあるって、便利だよと言われても、そこに対する労力、では自分がそれをやるのが大変だというイメージがあるので、それが払拭されれば、多分紙の保険証でもマイナでも大丈夫なようなことは言っていました。なので、私としては今後はそういう形なので、これは進めていくほうがいいのかというふうに思っています。

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。

櫻井副委員長。

○委員（櫻井潤一郎） 保険証の存続の意見書ということですね。ですから、国のほうが一本でやるよと言っているのに、こっちも残してというのはおかしいと思うのです。一本化してしまうというのであれば、一本化するように方向づけをして、医療機関でも多分困ると思うのです、2つあると。だから、やはりこれは一本化するためには、そういったことを言わずにマイナカードを進めるという方向でいいと思いますので、私は不採択でいいと思います。

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。

皆様のそれぞれの意見が出そろったという格好になっておりますので、採決に移らせていただいてもよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） それでは、採決いたします。

陳情第2号は、先ほどありましたように不採択とすることに異議はございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議がございますので、採決は起立の方法でもう一度採らせていただきます。

それでは、陳情第2号につきまして、不採択とすることに賛同する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、起立多数ということで、この陳情第2号は不採択とすることに決しました。

ここで5分ほど暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（大塚正義） 会議を再開いたします。

◎陳情第5号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書について

○委員長（大塚正義） それでは、日程第2、次に陳情第5号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書についてを議題といたします。

陳情第5号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（土屋大貴） 続きまして、陳情第5号についてご説明申し上げます。

陳情第5号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書でございます。陳情者は、住所、宇都宮市住吉町1-10、栃木県保険医協会、会長、長尾月夫氏であります。

陳情の要旨としましては、2024年12月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を求めるよう、国に意見書を提出することを求めるものでございます。

陳情の理由としましては、政府は2023年6月2日に改正マイナンバー法を可決、成立させました。この

法案を経てマイナンバーカードに保険証機能（以下、マイナ保険証）を持たせ、従来の保険証は2024年12月2日に廃止をし、マイナンバーカードを作成しない、あるいは発行できない国民には資格確認書を発行する方針が出されています。

マイナンバーカードに関する広報やキャンペーンは幅広く行われ、数兆円ほどの予算が投じられました。その成果として、総務省によれば2023年12月現在でマイナンバーカードの発行枚数は日本国民の約80%近くであるということが発表されています。しかし、一方で受診時によるエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証をめぐるトラブルは連続的に発生しました。

武見敬三厚労大臣は4月9日の記者会見で、2024年3月のマイナ保険証の利用件数が初めて1,000万件を超えたと発表しました。しかし、マイナンバーカードを保険証として使用しているのは僅か5.47%にとどまり、このまま12月に健康保険証が廃止されると、医療機関や自治体の担当窓口での混乱は避けられないと思われまます。

また、国の推進により、マイナ保険証を使用できる医療機関は全国で約91%と大幅に増加しましたが、一方で地域の医療を支える小規模の病院や診療所の中には、人員確保やオンライン回線の開通をはじめとした施設整備などに対応し切れない医療機関が生まれました。突然の義務化と情報漏洩、セキュリティ対策の不安により、地域住民の健康を支えるかかりつけ医となる医療機関が閉院を決定したという声も一定数存在します。

多額の予算と力をかけて推進したマイナ保険証制度は、カード自体の普及率が上昇しても、相次ぐトラブルによって使用率は国が想定するようには高まっていかない状況です。さらにマイナ保険証を作ることができない人には、紙の資格確認書で対応、そして使用時にエラーが出た際には、結局は健康保険証に頼らざるを得ない現状において、健康保険証の廃止とマイナ保険証の一律使用を2024年内に完全実施するのはあまりにも強引です。このまま進めば、市民をはじめとした国民は混乱を来すのは必至です。国に対して、当面の間マイナ保険証と現行の保険証の両立するよう、大田原市として意見書を提出いただくよう要望いたします。

以上でございます。

また、補足といたしまして、本陳情は県内14市中11市及び栃木県議会に提出がなされており、採択の状況につきましては、5つの議会で本会議で不採択、5つの議会では審議未了、さくら市議会のみ継続審査という結果が出ております。

説明は以上でございます。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、これより陳情第5号に対する意見を行います。

委員の皆様からの発言を求めます。

中川委員。

○委員（中川雅之） 前回の陳情とほぼ内容的には一緒なので、大田原市としては、やはり合わせてという形で結論を出したほうがよろしいのかなとは思っております。

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。

ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見がないようですので、それでは採決したいと思います。

それでは、採決は起立の方法で行いたいと思います。

陳情第5号につきまして、不採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（大塚正義） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（大塚正義） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会といたします。

午前10時31分 散会